



平成 30 年 11 月 19 日

各 位

会 社 名 ロングライフホールディング株式会社
代表者名 代表取締役社長 遠藤 正一
(J A S D A Q ・ コード : 4355)
問 合 せ 先 常務取締役経営本部長 瀧村 明泰
(TEL. 06-6373-9191)

当社および当社子会社の従業員等に対する 譲渡制限付株式制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成30年11月19日開催の当社取締役会において、一定の条件を満たす当社および当社子会社の執行役員、従業員およびパート（以下、「従業員等」といいます）を対象に、譲渡制限付株式制度（以下、「本制度」といいます）を導入することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本制度の導入主旨

当社は日頃からご高齢のお客様に対し、心のこもったおもてなしとご自身の人生にいつまでも素晴らしい場を創り続けて頂くことが大切な使命と考えて事業展開しております。その根幹を支える従業員等に対してより一層グループとしての価値共有を目指すべく、この度、一定の条件を満たす従業員等に対して本制度を導入し、株主の皆様と同じ目線で企業価値の向上に努めてまいります。

2. 本制度の概要

(1) 割当対象者

本制度の割当対象者となる従業員等は、平成28年4月1日以前から現在まで継続して勤務する正社員およびそれに準じる者等を予定しています。なお、役員については、対象としておりません。

※本制度は、割当てを希望する従業員等のみを対象とし、また、当社が当該従業員等に対し、現物出資財産として給付するための金銭報酬債権を支給しますが、これにより賃金が減額されることはありません。

(2) 割当株式数

本制度に基づき従業員等に割り当てる当社普通株式の総数は、25万株以内(発行済株式総数に占める割合2.2%)とし、その発行または処分の価格は恣意性を排除した形で算出を行い、従業員等にとって特に有利な価格に該当しない金額とします。

(3) その他

導入時期等その他の本制度の具体的な内容については、今後開催される当社取締役会において決定いたします。

以上